

平成30年度第2回 評価委員会 議事録

発言者	発言内容
司会	定刻前ではありますが、委員の先生がおそろいですので、始めさせていただきます。 ただいまから、平成30年度第2回地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会を開催します。 委員の皆様には、ご多忙の中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。 ここで、評価委員会の開催に先立ち、県を代表して、健康福祉部長の池田より、ご挨拶申し上げます。
池田健康福祉部長	きょうは、本当にお忙しい中、第2回の病院機構評価委員会にご出席いただき、まことにありがとうございます。 本日は、8月7日の第1回評価委員会においてご審議いただいた第3期中期目標の原案について検討を重ね作成した、次期中期目標の最終案についてご意見をいただく予定です。 次期中期目標案では、「高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野における第一級の病院であること」、「地域医療を確保するための支援の中心的機能をさらに強化すること」、それから「安全で質の高い医療を県民に提供すること」などを病院に対して求めることとしております。 第3期においても、県立病院機構の3病院が、県民に信頼される第一級の病院であり続けられるよう、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 本日はまた、病院機構において検討を進めております第3期中期計画についても、原案が病院機構から提出されましたので、よりよい計画となるよう、ご意見をいただきたいと思います。病院機構の中期計画をもとにした取り組みが、ひいては県の医療全体を牽引していくものになると考えておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。 以上、簡単ではありますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
司会	それでは、会議の成立について報告します。 本日は、委員3人の出席により、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例第6条第2項に定める定足数を満たしていることを、ご報告します。 また、本日の資料の中に、委員名簿と座席表がありますので、これをもって委員の紹介とします。 これから議事に入りますが、本日の会議は、お手元の次第のとおり、審議事項が2件となっております。 議事については、評価委員会条例第5条第1項に基づき、山岡委員長に議長をお願いいたします。 それでは山岡委員長、よろしくお願いいたします。
山岡委員長	かしこまりました。 こんにちは。これから始めたいと思います。 きょうの2つの議事ですけれども、委員会は公開、それから議事録も公開になりますので、そのつもりで進めていただきたいと思います。 これからスムーズに進むよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

発言者	発言内容
鈴木医療政策課長	そうしたら、議題に入ってよろしいですか。よろしいですね。それでは始めさせていただきます。 まず、議題1の「第3期中期目標案について」。事務局からご説明をお願いします。 それでは、事務局から、議題1についてご説明します。着座にて失礼いたします。 まず、県立病院機構の第3期の中期目標の策定の案件の前に、8月に評価委員会を開催し、評価を取りまとめたところですが、県議会の9月定例会へ、平成29年度の評価と中期目標期間のみなし評価を報告しております。 また、厚生委員会にも、その内容を報告したところです。厚生委員会からは、複数の議員から県立病院機構の関係で質問があり、その取り組みの実績や次期目標に関する質問がありました。議員からは、これまでの実績を評価する意見とともに、財務面に関心のある議員からは、「さまざまな定量的な指標により機構の評価を行なうべきではないか」との意見もいただいたところです。 それでは、次期中期目標についてご説明します。 資料は、資料1-1、それから資料1-2、1-3をご用意しております。 前回、8月7日の第1回評価委員会で原案を提示しているところですが、本日は、前回いただいたご意見や、その後の内部的な検討をし、案を作成したものです。サマリーが資料1-1、1-2は中期目標の全文になります。それから1-3が、前回からの変更点をまとめたものです。 改めて、資料1-1をごらんいただければと思います。 2のところに「策定に係る考え方」がありますが、第2期の中期目標の基本的役割を継続しつつ、第2期からの事情変化や課題、また評価委員会等の意見を踏まえ、県立病院機構が担う政策的医療等の重要事項について、第3期において追加、修正をしております。 重点的に取り組む内容については、こちらに記載のとおりですが、それぞれの病院、また病院間連携につき、さらに充実・強化すべき内容について記載しています。 また、医療従事者の確保、あるいは医療に関する調査・研究の強化を図っていただきたいということで、全体の方向性を示しております。 具体的には、1-3をごらんいただければと思います。A3横表になります。 一番左側が、第3期中期目標の原案で、第1回評価委員会にお示ししたものです。真ん中が今回修正を加えた部分。それから右側のほうに考え方等を記載しています。 まず1ページ目、前文の部分です。 団塊の世代が75歳以上となる2025年における医療提供体制を確保するため、県では、医療機能の分化や地域の医療機関の連携を推進しております。その中で、県立病院として、本県の医療政策を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献することを要請しております。 前回の委員会において、「県の大きな医療政策の方針との関係を明確にするように」とのご意見がありましたので、この本文の中で、「本県の医療政策の方針を定めた静岡県保健医療計画を踏まえて取り組む」という表現に修正しています。 なお、次のページ以降で、一番右の「考え方等」の枠の中に、保健医療計画の疾病対策

発言者	発言内容
	事業における県立病院の役割等について記載しております。「保健医療計画との関係についてわかるように」ということで、そのような記載をしております。 2ページ目をごらんください。 修正をした部分ですが、5番のところに、「県立総合病院のリサーチサポートセンターを拠点として研修機能の強化を図る」ということを記載し、また「社会健康医学の研究に取り組む」と記載しておりましたが、事業の実施主体を明確にする必要があるということで、臨床研究については「県立病院機構全体で積極的に取り組んでいただくこと」とし、社会健康医学については、「県が主体となって進めるもので、その施策推進にご協力をいただく」という形で文を分けました。 今年度開始した本県の新しい総合計画「静岡県の新ビジョン」では、政策の柱として、「安心して暮らせる医療・福祉の充実」を挙げております。その中で、「安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸」を1つの柱とし、さらにその施策の小柱として「県立病院による高度専門医療の提供」や「科学的知見に基づく健康施策の推進」という項目があり、「社会健康医学の研究推進と成果の還元」「社会健康医学の普及と啓発」と記載しております。 この社会健康医学は、医学・医療と社会・環境を包括した活動を通じ、人々の健康と福祉の向上を図るための学問です。人々の健康問題の原因を、主として人間と社会・環境の関係性の中で分析をし、その予防方法や解決方法を研究する公衆衛生学をベースとし、ゲノム情報疫学であるとか医学コミュニケーション学、あるいは医療経済学などの新しい視点を加えた概念で、県としては、この社会健康医学を積極的に推進しようということを進めております。 特に本県では、平成28年度に社会健康医学の基本構想検討委員会を設置し、このほどノーベル生理学・医学賞を受賞された、京都大学高等研究院の特別教授であります本庶佑先生を招聘し、また県立病院機構の田中理事長にも委員に就任いただき、この社会健康医学の基本構想、あるいは基本計画の策定、また今年度は推進委員会において、県の施策推進に大変なご尽力をいただいているところです。この社会健康医学の推進に当たり、県立病院機構、県立総合病院は、この基本計画で掲げておりますが、研究の推進、それから人材の育成、成果の還元及び拠点となる仕組みの構築のそれぞれにおいて、非常に重要な役割を占めると期待されていることから、今回、中期目標の中でも、「この社会健康医学の研究に協力する」ということで、目標の設定をさせていただきました。 それから、1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。 (3)「県立病院が重点的に取り組む医療」についてです。 本文中の修正はあまりありませんが、先ほど申し上げたとおり、保健医療計画における役割ということで、右側に、それぞれ3病院の役割について記載している文を明示しているところです。 県立総合病院における、3大疾患、また高度救急医療の提供。こころの医療センターの精神科救急。また、今回の保健医療計画の中で記載された多様な精神疾患に関する拠点機能。また、こども病院の、高度小児専門医療、総合周産期医療、救命救急医療などについて位置づけをされているということから、左の目標になっております。 また、その他の疾病についても、記載のような役割が示されております。

発言者	発言内容
	なお、今回の改正につき、下の部分になりますが、「アレルギー疾患医療等」を追加しています。こちらについては、本年の10月1日に、静岡県アレルギー疾患医療の拠点病院に、県立総合病院と県立こども病院が指定されており、これを踏まえてアレルギー疾患医療を追加しています。 4ページをごらんください。 上の部分になりますが、「その他」のところ、移行期医療や医療的ケア児への対応などを新たな政策の課題として、その取り組みについて記載しているものです。 右側に若干書いてありますが、補足させていただきます。 まず、移行期医療についてですが、小児期の医療の進歩により、先天性の難病を持つ小児の死亡率が減少しており、その中で、原疾患や合併症を抱えながら思春期、成人期を迎える患者さんが増加しているため、この移行期医療が全国的な課題となっております。 また、医療的ケア児については、こちらも医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後に、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引であるとか経管栄養など、医療的ケアが日常的に必要な障害児が増加しています。児童福祉法の改正により、「地方公共団体は、保健医療・福祉等の支援が受けられるように体制の整備に努めなければならない」という努力規定が設けられたことから、この医療的ケア児の対応についても、県立病院機構に政策の推進への協力を求めるものです。 それから、下の部分の、2の「医療従事者の確保及び質の向上」に関しては、原案と変更はありませんが、「医療を支える人材の確保・育成」は、県の総合計画の中でも柱になっている県の重要施策であり、県立病院における医師の確保、また県との協働による医師確保対策の取り組みについて記載しているものです。 また、下の部分になりますが、「勤務環境の向上」についても、いわゆる働き方改革が進められておりますが、これを念頭に置き、勤務環境の向上について記載しているものです。 それから、1枚おめくりいただき、5ページをごらんください。 3の「医療に関する調査及び研究」については、先ほどご説明したとおりですが、「県が主体で機構にご協力いただく」ということで、研究機能の強化について記載しています。 また、4の「医療に関する地域への支援」については、先ほどの「医療従事者の確保及び質の向上」というところにも連動しますが、医療法の改正により来年度、医師の偏在解消等を目的とする医師確保計画を都道府県が策定することになっており、その推進への協力を追記しました。 それから、1枚めくっていただき、6ページをごらんいただきたいと思います。 5の「災害等における医療救護」についてです。 災害等における医療についても、これまでも、県立総合病院の基幹災害拠点病院を初めとし、こころの医療センター、こども病院も基幹的な役割を担っていただいております。また、県外での実際の災害においても、医療救護チームの派遣をするなど大きな貢献をいただいております。原子力災害に関しては、国の原子力災害対策指針に基づき、本年の10月1日に、原子力災害拠点病院に県立総合病院を指定したところでして、その関係で、この追記をしております。

発言者	発言内容
山岡委員長	それから7ページ。もう1枚めくっていただき、最後の部分になりますが、第4の「財務内容の改善に関する事項」です。 こちらは、第1回目の評価委員会の原案と変更はありませんが、「診療報酬の改定など、病院経営に大きく関わる環境変化に対しても適切な対応を図ること」と記載しています。消費税率の改定が2019年10月1日に予定されている関係で、診療報酬への影響や、また控除対象外消費税の関係など、税制など国の制度設計によるところがあり不透明な部分もありますが、全体として、「第3期においても、経常収支比率100%以上を目標として事業を推進していただく」ということで記載しています。 最後の、第5「その他業務運営に関する重要事項」については、こちらも原案と基本的には変更はありませんが、第2期の評価の中でもまとめたとおり、その評価を踏まえ、計画的な施設及び医療機器の整備につき記載しています。 以上です。よろしくお願いいたします。 どうも説明ありがとうございました。 過去5年の経験から、やはりこれは相当きめ細かく見ていらっしゃると思います。過去のデータがどちらかというと非常にいい方向に向いているのに、もう1つ上乘せしようということで、見ていて非常にきめ細かいなと思いますが、この災害ですね、それから高齢化、それからワーク・ライフ・バランス。これをどうやるのか、その経済的な枠はどうなるかということ踏まえて、将来的には、災害、それから原子力といったことをどうしていくのか。非常に難しいなと思いながらお聞きしましたが、委員の先生方、何かお言葉をいただきたいと思います。どちらからでも。 山田先生、どうぞ。
山田委員	今先生がおっしゃったように、どんどん目標値が上がっているので、この後の計画のご説明にもかかわってしまうかもしれませんが、この目標を達成するには、それなりに予算も必要かなと思います。一方で、経常収支100%以上は目標とするところのバランスを、とれるのかどうか。なかなか難しい目標もありますので、そのあたりは今後どうやって経営をされていくのかなというところが、計画も含めて、それなりに難しい——県立病院としては目指していかなければいけない目標であると同時に、なかなか予算としては難しいかなという印象を受けております。
山岡委員長	僕もそう思います。 それから、「誰がその費用を負担するのか」ということについては、国も言及していないですね、実際は。ですから、非常にそのあたり、計画は良いものを、と求められるけれども、そのお金は誰が負担するのかということは、今山田先生がおっしゃったように、一番大きなポイントに将来的になってくるとと思いますが、今は何とかやっている。しかし、この若いジェネレーションがどんどん減って行って、払う人がいなくなるにもかかわらず、目標は高いということについて、僕は10年、15年、20年後ぐらいを見据えて、「この5年はこれで行くけれども、将来は」ということが、どこかで議論されないといけない

発言者	発言内容
松岡委員	と思います。国は、それに言及せず、ここまで来てしまったわけです。まあ、この辺は、「頑張りましょう」ということにはしておきますが。 松岡先生、プラス何かありますか。 そうですね。後から追加されている指定されたものが増えていて、地域の医療に国が求めていること、例えば何か災害が起こったときのバックアップのようなものが、みんな押しつけられているように感じます。特に原子力の関係など、今まで予期できなかったことが実際に起こってきていて、それに対して、「じゃ、対応はどうしなさいよ」といったときに、やっぱり何か地方に押しつけられているのかなというところで、そういう視点から見ると、国と地方とのバランスというものが非常に大変になってきているのではと感じていますけれども。 それ以外に関しては、本当に、やっていくしかないのかなというところもあると思います。それは病院だけではなく、今、日本全体がそういう形になっていますので、それはもうやらざるを得ないというところもあると思いますけれども、確かに、国からの要望は結構多いのではと感じています。
山岡委員長	ありがとうございます。 「医療政策だけでなしに、全てのものに」と言いますが、実際ここまで、この5年間やってきたことについては評価してもらわないといけないですし、「これを維持するのか、より前に行くのか」ということについて、これだけ書いてあると、もうこれ以上言うことはないのでと思います。特に、本庶さんが先にここへ来ていたというのも、「なかなかうまくいったな」と僕は思っているのですけどね。そういうことも含めて、上手に動きたいなと思います。 追加はございませんか。よろしいですか。 ということで、今先生方も、僕も言ったことを言葉にするのは非常に難しいと思いますが、「そういったことをはらんでいるということを静岡県は思っている」ということは、お互いに認識し合って、議員の先生方にも、その辺のところはよくわかっていただかないと、「頑張れ、頑張れ」と言われても、「そのベースはどこから出すのか」ということも考えた上でないと頑張りようがないと思います。これは委員長が言っているいいことかどうか分かりませんが、その辺のところを上手にまとめていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 ということで、この点については進んで、これからの進め方についてご説明いただけますか。
鈴木医療政策課長	ありがとうございます。 それですね、済みません。この中期目標について、事前に、本日ご欠席になっております田中委員長代理のほうから少しコメントをいただいておりますので、そこだけ簡単に触れさせていただきます。 内容的には、全般を通して字句の修正等のご意見を若干いただいております。まず「勤

平成30年度第2回 評価委員会 議事録

発言者	発言内容
	務環境の向上」の第2の2の（2）のところで、ワーク・ライフ・バランスを記載しておりますけれども、「ワーク・ライフ・バランスの推進」という表現になっておりますが、「『ワーク・ライフ・バランスの向上の推進』という表現のほうが適切ではないか」というご意見をいただいております。 それから、ちょうど今、災害のお話が出ましたが、第2の5の「災害等における医療救護」（1）の「医療救護活動の拠点機能」の最後のところで、「それぞれにおける基幹的役割を果たすよう、日頃の備えに努めること」という表現をしていますけれども、こちらについて、「災害における対策ということで、『努める』という表現よりは、『備えること』ということで、より積極的に記載をしていただけないか」というご意見がありました。
山岡委員長	「備える」ですか？
鈴木医療政策課長	「『努めること』よりも、さらに踏み込んで『備えること』という表現をしていただいたほうがいいのではないか」とのご意見をいただいております。
山岡委員長	そんなに変わりますか。そう言葉をかえたら変わります？
鈴木医療政策課長	ここは、積極的に、姿勢の問題としてということかと思います。
山岡委員長	そうですか。まあ、ご意見としてお聞きします。
鈴木医療政策課長	あと、字句の細かな修正等のご意見をいただいております。最終的には、全体の中で調整させていただければと思っております。
山岡委員長	ありがとうございました。
	それが、ほかの委員の方のご意見で、ここにいる委員としては、もうこれ以上のことはちょっと無理だろうと思うと言ったら失礼ですが、「よくこれを書きましたね」と本音は思っています。どうぞ、これからの進め方を。
鈴木医療政策課長	はい、ありがとうございます。
	それでは、今後の手続等ですけれども、まず、中期目標の最終案を確定し、12月の県議会定例会にお諮りして成案を得る予定です。この中期目標が確定したところで委員の皆様にもご報告をさせていただきたいと思っております。
	また、県立病院機構のほうに、正式に中期目標を提示するという形になっております。以上です。
山岡委員長	ありがとうございます。
	これで、この項目については終わりたいと思いますが、何か追加はございませんね。
	では、次に移ります。

発言者	発言内容
鈴木医療政策課長	議題2「第3期中期計画の原案について」。よろしくお願いします。 それでは、事務局から、まずご説明させていただきます。 議題2に、「第3期中期計画の原案について」を記載しております。 中期目標においては、先ほどご説明したとおり、12月の県議会の承認を受けて成案を得る予定です。その後、正式には県立病院機構に提示するところですが、現時点で、内容について、おおよそ方向性が出ているということで、次期中期計画の計画案という形で、県立病院機構のほうから提出していただいております。 県としても、今後の県知事の中期目標の承認に向け、委員の皆様へ、ご意見をあらかじめ伺いたいということで、今回お諮りしております。 それでは、中期計画の内容については、県立病院機構からご説明をお願いします。よろしくお願いします。
田中理事長	静岡県立病院機構の理事長の田中です。本日はよろしくお願いいたします。 前回の評価委員会では、平成29年度業務実績に関する評価、第2期中期目標期間業務実績に関するみなし評価及び平成29年度財務諸表の承認についてご意見をいただき、ありがとうございました。 本日は、県に提出しました第3期中期計画原案について、ご審議の上、ご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。 地方独立行政法人静岡県立病院機構は、2009年度の法人設立以降、県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院を運営し、高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であること、地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすことを使命とし、本県の政策医療を担い、効率的・効果的な病院運営に取り組んできました。 また、先端医学棟に設置したリサーチサポートセンターを活用し、県民の健康寿命の延伸を目指して、社会健康医学の研究推進にも取り組んでおります。 経営面では、経費の削減努力等により、設立以降、毎年経常収支黒字を達成しています。 今回作成した第3期中期計画原案の詳細については、この後副理事長から説明しますが、県立病院機構としては、県の中期目標の達成に向けて、全職員が協力して取り組み、県民の信頼と安心を得る、地域医療の中心的な役割を果たす第一級の病院であり続け、本県の医療の確保と質の向上に貢献する所存であります。よろしくお願いいたします。
山口副理事長	それでは続いて、第3期中期計画の原案について説明させていただきます。 静岡県立病院機構副理事長の山口です。それでは、着座にて説明させていただきます。 それでは、地方独立行政法人静岡県立病院機構の第3期中期計画原案について、ご説明します。 最初に、資料2-1をごらんください。 中期計画の策定については、1の「概要」にあるとおり、法人は、設立団体の長の定めた中期目標に基づき中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けることとなっております。

発言者	発言内容
	す。 今年度、第2期中期目標期間の満了に伴い、県において、第3期中期目標案の作成を行なっているところです。先ほど説明もございました。 県立病院機構においては、その目標達成に向けて、第3期中期計画の原案の策定を行ないました。 原案の概要については、2にあるとおり、「第3期中期計画原案の概要」に記載のとおりです。 第3期中期計画では、第2期中期計画の取り組み・成果をさらに発展させ、高齢化の進展や医療需要の変化に適切に応え、県立病院が県民から求められる役割を果たす計画としております。 また、第3期中期計画の新しい特徴としては、県の中期目標達成の進捗状況の明確化と、効果的・効率的に施策を実施し、着実に成果を上げるため、定量的な目標値を設定しております。第2期では、定量的な目標数値というのは、計画のほうには、さまざま書いてありませんが、今回の計画では、いろんな項目に入れております。 中期計画については、表の「主な項目」のとおり、全体として「前文」、第1「中期計画の期間」から、第10の「その他県の規則で定める業務運営に関する事項」までで構成されております。そして、さらに別添として、先ほども説明しましたが、目標値の一覧表をつけております。 まず、「前文」においては、先ほど理事長の挨拶でも紹介したところですが、基本的な運営姿勢などを記載しております。 中期計画の期間については、ここにもありますように、第1「中期計画の期間」のとおり、県の中期目標案と合わせております。2019年4月1日から2024年3月31日までの5カ年としております。 次の、第2「県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上を達成するためとるべき措置」及び第3「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で、当機構が今後取り組んでいく具体的な事項を記載しています。 続いて、第4から第9においては、予算、不要財産の処分等に関する事項を記載しております。 最後に、第10「その他県の規則で定める業務運営に関する事項」で、法令・社会規範の遵守、及び施設整備、医療機器整備について記載しております。 定量的目標については「目標値一覧」として取りまとめたところです。 それでは、各項目について説明していきます。 資料2-2を見ていただけますか。 この資料2-2が、地方独立行政法人静岡県立病院機構の中期計画案となっております。第3期中期計画です。 今回この資料に太字で書いてある部分については、新規の施策や重要事項、第2期の計画と変わっているところ等々をあらわしています。 まず、1ページ目の「前文」ですが、中段部分、第2期中期計画期間に、医療面では、総合病院における先端医学棟の開棟をはじめ、こころの医療センターやこども病院におい

発言者	発言内容
	でも、先進的な医療の推進や医療体制の充実に努め、医療のさらなる質の向上に取り組んできました。経営面では、経費の削減努力等により、設立以降、毎年度経常収支黒字を達成していることを記載しております。 次に、中期計画策定の基本方針として、下段に5つの基本方針を提示しております。 まず1つ目は、「科学的根拠に基づく最適な医療を安全に提供し、県民に信頼される『第一級の病院』として、本県医療の規範となる役割を果たす」としてしております。 続いて、2つ目です。「『地域医療支援の中心的機能』を果たすため、高度・専門・特殊医療、救急・急性期医療等、他の医療機関では対応困難な医療や不採算医療など、県の医療政策に対し積極的に取り組む」。まさに、こういう分野に積極的に取り組むのが県立病院機構としての医療提供の根幹かと考えているところです。 続いて、2ページをごらんください。 3つ目になります。教育研修等について書いてありますが、最近の課題となっております働き方改革に対応した勤務環境の向上や、県との協働による本県の医師確保対策に取り組むこととしております。 4つ目です。職員一人一人が医療の質の向上を目指すということを掲げております。こは、「全ての職員が職務について高い満足度を持って取り組むことのできる職場環境の構築に努める」としました。 5つ目です。「県立総合病院のリサーチサポートセンターを活用して、臨床研究や県が推進する社会健康医学研究に取り組む」としてしております。この5つ目は、2期にはなく、新たに入った項目です。県立総合病院においても、この医学の研究という面については積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、それが、医療の質の向上、さらには静岡県において県民に対して高い医療を提供できるということで、県民に対する安心・安全にもつながると考えたところです。 続いて、第2の項目に入ります。第2「県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上を達成するためとるべき措置」です。真ん中辺になりますね。 県立病院では、県民の医療需要に的確に対応しまして、県内の医療水準の向上を常に目指すため、定量的目標を定め、医療の提供を行なっております。 また、県立病院にふさわしい優秀な人材の確保と育成、医療に関する調査及び研究、地域への支援、県民の安心・安全を守るため、災害等における医療救護体制の整備に努めることとしております。 そのうち、1の「医療の提供」です。 (2)「県立病院が担う役割」をごらんください。 (2)「県立病院が担う役割」については、他の医療機関では対応困難な高度・専門・特殊医療が確実に提供できるように、先進的技術・治療法の導入に努めてまいります。 また、情報通信技術を活用した医療提供や、疾患ごとの地域連携を推進してまいります。 続いて、3ページを見ていただけますか。 県内医療機関の中核病院として、緊急時における後方病床の確保や人材育成などの支援体制の整備を行なっております。 また、地域の医療機関との機能分担や、紹介率・逆紹介率の向上により地域連携の強化

発言者	発言内容
	を図ることとしております。この地域連携を図っていく指標として、紹介率・逆紹介率を目標値として定めました。この目標値、まだ数値等は精査中で記入してありませんが、ここに数値を入れ、紹介率・逆紹介率等の進捗状況を示し、それによって、この県内の地域医療との連携というものを、わかるように計画のほうにも報告していきたいと考えております。 続いて、(3)「県立病院が重点的に取り組む医療」についてです。 最初に、従来7疾病であったところ、県の保健医療計画で定めておりました「喘息」が外れたので6疾病となりました。6疾病5事業を念頭に置くことにしております。 次に、主な取り組みを説明させていただきます。 まず、ウをごらんください。ウですが、県から、県立総合病院と県立こども病院がアレルギー疾患拠点病院の指定を受けたことから「アレルギー疾患医療」を加えたところです。 続いて、オです。遺伝子解析・診断を活用した疾患の予防、治療及び相談支援に取り組むこととしております。 続いて、4ページをごらんください。 キですが、「移行期医療や医療的ケア児への対応など新たな課題については、県と連携して取り組む」とし、新規課題にも対応することとしております。 続いて、ケです。ケに記載のとおり、各県立病院においては、質の高い医療を継続的に提供するため、重点的に取り組むことをあらわしております。この次の(ア)からになります。 まず、(ア)の「県立総合病院」において、どのようなことをやるかということですが、「・」の3つ目に書かせていただきました。認知症や精神科患者の身体合併症などに対応できる体制を整備していきます。 また、先端医学棟に整備しました、各種ハイブリッド手術室や放射線治療室の運用により、適切な治療を提供することとしております。 続いて、次の点になりますが、厚労省から指定を受けた高度救命救急センターとして一層の充実を図り、広範囲熱傷等の特殊疾病患者に対応することとしております。 この目標値としては、県民に医療を還元している指標として「手術件数」、効率的な運営をはかる指標として「病床稼働率」、県民に安全で質の高い医療の提供を行なう指標として「クリニカルパス適用率」や、入院と外来の「患者満足度」を入れたところです。 次に、5ページをお開きください。 (イ)「県立こころの医療センター」です。 2つ目の「・」を見ていただきたいと思います。他の医療機関では対応困難な精神疾患患者への先進的治療に積極的に取り組むこととしております。 そして、次に、認知症・依存症・摂食障害など、多様な精神疾患に対応できる体制の構築を初め、発達障害や思春期及び小児から成人への移行期における精神疾患への対応を図ることとしております。 目標値としては、他の医療機関では対応困難な精神疾患患者への先進的治療に取り組む指標として、「クロザピン投与患者数」のほか、「病床稼働率」「外来患者満足度」を取り入れたところです。

発言者	発言内容
	続いて、(ウ)「県立こども病院」についてです。 まず、県立こども病院では、小児重症心疾患患者について、ハイブリッド手術室等の先進設備を活用して、常時高度な先進的治療を提供することとしております。 6ページをお開きください。 3つ目に記載していますが、医療的ケア児の退院、在宅移行を支援する体制について、県と連携して整備を行なうこととしております。 目標値として、重症心疾患患者への高度な先進的治療を提供する指標として「心臓カテーテル治療実績」のほか、「病床稼働率」及び入院と外来の「患者満足度」を入れたところでは。 続いて、2の「医療従事者の確保及び質の向上」について説明します。 まず、(1)「医療従事者の確保・育成」についてです。 新専門医制度となり、専攻医の大都市への集中が課題となっております。このため、医療技術向上と医師養成の特色ある取り組みを設け、充実した研修体制を整備し、臨床研修医や専攻医の技能や知識の向上に努めるほか、県との協働による静岡県の医師確保対策に積極的に取り組むこととしております。 7ページをごらんください。 (2)「勤務環境の向上」についてです。 医師を初めとした医療従事者の業務分担を行なうなどして、働きやすい勤務環境づくりを進めることとしております。 続いて、3、「医療に関する調査及び研究」の項目です。 県民の健康寿命延伸に寄与するため、(1)「研究機能の強化」において、県立総合病院の研究サポートセンターを活用し、各病院が臨床研究に取り組むほか、県が定めた社会健康医学研究推進計画に基づき、社会健康医学の研究推進に協力することとしております。この社会健康医学の研究成果を県民に発信することなどにより、県内の医療水準の向上や、県民の健康寿命延伸に寄与していきたいと考えております。 続いて、4、「医療に関する地域への支援」です。 (1)「地域の医療機関等との連携・支援」です。 県が策定する医師確保計画の推進への協力や、地域医療機関等との連携と支援について、医師派遣やICTを活用した医療連携などにより推進することとしております。 8ページをごらんください。 (3)「県民への情報提供の充実」です。 公開講座の開催など、さまざまな方法で県民への情報提供を進め、県民の健康意識の高揚や、健康に関する知識の充実に努めていきたいと考えております。 県民への情報提供の指標として、県立病院機構が行なう「公開講座件数」を目標値としたところでは。 続いて、5、「災害等における医療救護」です。 地震など、大規模災害の発生が危惧される静岡県の県立病院として、医療救護の拠点機能として、特に県立総合病院は、基幹災害拠点病院及び原子力災害拠点病院として、県内の災害医療の中心的役割を果たすことができるように、体制の整備に取り組むこととして

発言者	発言内容
	おります。 9ページをごらんください。 第3「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」です。 1、「効率的な業務運営体制の強化」においては、医療環境の変化などに的確に応じられるよう、効果的で効率的な組織づくりを進めることとしております。 また、県立病院の病床については、未稼働病床を含め、社会経済情勢や地域医療の状況を踏まえ、最適な方法での配置や活用を図ることとしております。 職員の改善改革の取り組みの指標として、「業務改善運動推進制度実績件数」を目標数値としております。こちらのほうは、ちょっと聞き慣れないかもしれませんが、それぞれの職員の方のいろんな発案とかそういうものから、業務の改善につながるようなものを積極的に取り組むことによって、効率的な業務運営体制の強化。それにもつなげていこうという取り組みです。県では「ひとり1改革運動」という形で進めているものを、それぞれ病院機構においても積極的に行なうという内容になっております。 続いて、2、「事務部門の専門性の向上」です。 引き続き、事務部門の専門性の向上を図ることとしました。 3、「収益の確保と費用の節減」です。 診療報酬制度改定に迅速に対応します。そして、さまざまな診療報酬の取得可能性やD P Cの係数向上等について積極的に検討を行なうこととしております。 また、診療報酬請求漏れの防止や、未収金の発生防止及び早期回収にも努めることとしております。 続いて、10ページをごらんください。 費用面についてです。診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析を随時行なうことにより、費用対効果の改善に向けた進捗管理に取り組むこととしております。 続いて、第4、「予算、収支計画及び資金計画」についてです。 第3期においても、健全な病院運営を達成するため、当該中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上としましてまいります。経常収支比率、第1期、第2期も100%を目指しておりますので、第3期においても、当然経常収支比率は100%以上という健全な運営をしていくということです。 記載にあります、1「予算」、2「収支計画」、3「資金計画」については、県当局と調整中のため、今回は提示しておりません。 また、病院運営における健全化や、経営基盤の強化を図るための指標として、さきに述べた「経常収支比率」と「入院延患者数」及び「外来延患者数」を目標数値としたところ です。 第5、「短期借入金の限度額」については県当局と調整中です。 11ページをごらんください。 第6、「出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画」については、こちらの項目ですが、地方独立行政法人法改正により、項目を盛り込むということになりましたので盛り込ませていただきましたが、これについ

発言者	発言内容
	ては特に予定はありません。 第7、「重要な財産譲渡」については、該当はありません。 第8、「剰余金の使途」、第9「料金に関する事項」については、第2期中期計画との変更点はありません。 第10、「その他県の規則で定める業務運営に関する事項」です。 1の「中期目標期間中の長期借入金の限度額」については、県当局と調整中です。 12ページをごらんください。 2、「積立金の処分に関する計画」についても、現在県当局と調整中です。 3、「法令・社会規範の遵守」ですが、こちらのほうは、県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し、社会規範を尊重し、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこととしました。 また、4、「計画的な施設及び医療機器の整備」です。 経営面への影響を考慮して、施設整備・医療機器の整備について、費用対効果などを総合的に鑑みて、計画的に取り組むこととしております。 最後に、「目標値一覧」を添付しております。13ページになります。 今後、2023年度の目標値を検討していくということで、現在「精査中」としております。 以上で、資料2-2の説明を終わらせていただきます。 続いて、資料2-3ですが、資料2-3は、先ほど県から第3期中期目標の説明がありました。第3期中期目標と、機構が先ほど説明させていただいた第3期中期計画の原案、そして現在の第2期中期計画を、それぞれの項目ごとと並列させたものです。こちらのほうについては、また後ほど参考にしていただければと思います。 以上、第3期中期計画原案について説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
山岡委員長	ありがとうございました。 内容的には、やらなければならないことを具体的にどうするかということをおられたことと、それから定量化ということが今回の大きなポイントかなと思いますけれども、委員の先生方、今度は松岡先生から、何かご意見ございますか。
松岡委員	やることはたくさんあるなと思っています。これだけ細かくやるべきことが出てくると、一つ一つ、5カ年であるとしても、これをきちっとやっていくのは、なかなか難しいかなと思います。 予算や借入金の限度額といったお金に関することは、まだここでは詳しくは述べていませんけれども、いずれにせよ、行動計画としてやるべきことがきちっと出てきていますので、まずこれで、ここに全員参加という形でのやるべきことが出ていますので、これをいかに全員に浸透させていくかということ。トップダウンから下に全部伝えていくということがまず大切になってくると思うし、ただ、もうかなり進んでいますので、皆さんに意識として浸透していると思いますので、やりやすいのかなと思います。 だから、「浸透した意識から、さらにレベルアップをするために何をすればいいか」と

発言者	発言内容
山岡委員長	いう計画であると私は見えていますので、本当に、あとは行動計画かなと思っています。 ありがとうございます。 山田先生、いかがですか。
山田委員	目標も盛りだくさんなので、当然計画も盛りだくさんで、具体的にどう進めていくのかというのがよくわからないところもあったので、資料3をつけていただいていると思いますけれども、今、まだ予算のところは県と調整中ということですが、実際には、予算がないとできないところがあるのではないかと思います。逆に予算の調整がつかない場合は、計画の修正というのは考えていらっしゃるのでしょうか。
山口副理事長	今おっしゃった予算というのは、運営費負担金の関係になると思います。運営費負担金は、山田委員も心配していただいているように、非常に厳しい状態です。背景としては、「消費税が上がるだろう」。また「診療報酬も、病院にとって、なかなか有利なほうには改定されないだろう」というのを踏まえ、この運営費負担金については、非常に適切な額を要求していかなければならないと思っています。 また、運営費負担金は、政策的医療の取り組みになっておりますので、必要な額等が取れなくなりますと、例えば現在行なっている研究費への対応とか、そういうのができなくなりますので、場合によっては、予算の今の計画の見直しというのが出てくる可能性というのは大いにあると思っております。 また、こちらのほうの計画、一応5年計画ということですが、その間には、いろんな状況等も変わってきますので、それについて、どうしてもこの計画とはうまくいかない場合。そして、またさらに、行政的にやらなきゃならないような項目も幾つか出てくると思いますので、そういうものが出てきたときには、この計画の見直しというのは、県当局としっかりと調整させていただき、また評価委員の皆様方にも、ご提示していかなければならないと考えているところです。 以上です。
山岡委員長	よろしいでしょうか。 そういう意識があるのか、どうしても「県の方針」と、それから「この機構との」という言葉が結構たくさん出ていますよね。それは当然だけれども、「これは一体のものである」という感覚の言葉でないと、「県の方針にある」「我々はこれで行こう」というふうな図式が、結構聞いていて気にはなったところで、ちょっとその辺のところ。「そういうふうにしろ」と、どこかで委員の方が言っておられたのがあったと思いますが、それが余りにも強調されると、「今までやっていなかったのか」というとり方になりかねないので、そこは上手に使っていただきたいなと思いました。 この計画の一個一個が、お互いに相乗的になるというのは、これはお聞きしていて、そうなると思います。 それから、研究、人員確保、ワーク・ライフ・バランスというのは、多分関連し合うと

発言者	発言内容
	思います。そこにお金がどれだけ入ってくるかというときに、やはり上手く、議員の方々へ、ティーチングといいますか、そういった機会を、「県はこういうふうに行っている。我々機構は、それに対して、こういう方針でやることによって、これが実現できる」といったことを示す機会をもてると良いと思います。議会なんか聞いていると、個人の議員さんがどこかで聞いてきたクレームを議場でわっと言って、「病院はけしからん」といったことを言うことがあります。そうではなくて逆に、先生方に、「我々は、県としては推進する役目であるから、そこをご理解していただいた提案をしてほしい」と言える機会ができればいいなと僕は思っています。またちょっと考えてみていただけたらと思います。 議会は、何か言うと、文句を言ってこられるような方がいらっしゃってですね。静岡ではまだ聞いたことがありませんが、えてしてそう思うので、そうではなくて、県の医療をよくしようとしている、県にたくさんのいい医者が集まるような取り組みをしているということをご理解いただくことによって、予算化をもっとスムーズにできたらなと、お聞きしていて、そう思いました。 先生方からご意見はいただいたし、僕は好きなことを言っておりますけれども、よろしいでしょうか。 田中先生、理事長として何か。
田中理事長	「数値目標を出して具体的な目標を定めるように」ということで、今出している数値目標は、特に大きな問題はないとは思いますが、結局、一方では「PDCAサイクル、品質管理をやれ」と言って、片一方では「数値目標を出して、どちらかというと目標管理をやれ」と言う。それは必ずしも両立しないというのが本来の姿だと思っております。やはり医療の場合は品質管理を優先して、その結果目標を達成するという立ち位置は間違いのないようにしていきたいと思っております。
山岡委員長	まさにそのとおりだと思います。やはりいい医療をすることによって循環がよくなる。それから、いい医者が来ること、いい研究を県から発表し、広く知っていただく——いい手術をしているということで、若い人が来なくなるというか。もうそれしかないと思えますね。
田中理事長	それで、例えばですね、紹介率を上げるというのは、当然、特にDPCⅡ群の病院は上げてきているわけですが、一方で、初期研修医は紹介のない患者を外来診察で診なきゃいけないという、これはかなり強化されているようです。ですから、DPCⅡ群の病院で、紹介率を上げる努力をしているためにその外来ができないので、やはり「連携してやりなさい」となってくるわけです。一方に努めると、逆にその抜けている部分をまた突かれるというところがあって、これは初期研修での例えですが、ほかの経営面でもですね、目標に向かって動いたことによって逆に弱点が出てくるというのは常に起こり得るということで、国の方針はありますが、診療の本質を見ながら、立ち位置を考えて動いていきたいと思っております。

発言者	発言内容
山岡委員長	よろしくお願いいたします。 ほかにご意見ありませんか。はい。
山田委員	先ほどちょっと議会のお話が出ましたが、計画の中で、経営収支が100%以上という、必要な数値だとは思いますが、一方で、県との連携の中では、先端医療であるとか、正直不採算ではないかと思われるようなものが連携で求められています。不効率な経営の中で100%を切ってしまうというのは論外だと思いますが、求められたものを積極的にやった結果、たまたま今期は例えば100%を切ってしまったというときに、何かきちんと県議会などに説明できる資料をおつくりになって、「県との連携の中で、こういうことをやっているの、今年はそういう結果になった」とかですね、そういう説明ができ、そういう先端医療をやることで、またいい先生もいらっしやっていただけるでしょうし、県の医療計画も達成できるのではないかと。そこの予算をどこまで取るかという問題はあるかもしれませんが、ひとつそういうものの数字をつくれるような体制も必要ではないかと。 100%も非常に重要な指標ではありますが、100%が本当にいいのかと。ちょっと計画を見ていると、計画を達成するには、時には100%を切ってしまうことも許容されないと、できないのではないかなというのは、計画を見ていると感じます。100%は一つの目標ではありますがけれども、一方で、それを切ったときの説明資料を用意できる体制も整えていく必要があるのではないかと感じます。
山岡委員長	非常に大事なポイントを指摘していただいて、逆に言いわけに聞こえないようにということですね。「『こういうふうにきっちりやっていったらこうになってしまうのは、制度とかそういうものの問題で起こっている』ということを説明できれば」というお話だと思うので、ぜひとも今から考えながらやっていただきたいと思います。 ありがとうございます。いいご意見だったと思います。 ほかにも。松岡先生、よろしいですか。 これだけ頑張ろうとしているところに、予算をどう取ってくるかということを先ほどから議論していますけれども、ご理解いただけるような説明を上手にやってほしいと思います。頑張ってください。よろしいですね。 きょうは前向きな話ばかりでうれしく思います。それを実現させるのが、この機構全体の輪といいますかね、お互いに。 やっぱり緊急に対応できる、災害に対応できるということは、ものすごい強みだと思うので、それをアピールして、皆さんに安心していただけるような医療というのは、多分全国的に、口では言っているけれども、そのとおりにはなかなか行っていないのが現実ですので、「それを静岡ではやっている」ということを出していただくのが、やっぱりみんなが集まってくる大きな要素だと思うので、頑張ってください。 以上で、この項目についての議論は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。 それでは続けて、進め方について。

平成30年度第2回 評価委員会 議事録

発言者	発言内容
鈴木医療政策課長	はい、ありがとうございます。 本日いただきましたご意見を踏まえ、県立病院機構において中期計画案をまとめたいただき、今後県に提出していただくこととなっております。その後、地方独立行政法人法の規定に基づき、2月の県議会の定例会に報告して、中期計画の認可の手続を予定しているところです。 以上です。
山岡委員長	ありがとうございました。 ネゴシエーションを上手にやっていただき、獲得していただきたいと思います。 これで、きょう予定していた議事は全部終わりました。ご協力ありがとうございました。では、これでこの会議を終わります。皆さん、ありがとうございました。
司会	ありがとうございました。 それでは最後に、部長の池田より、委員の皆様にお礼を申し上げます。
池田健康福祉部長	本日は、熱心なご意見をいただき、まことにありがとうございます。 今お話があったように、県議を初めとしました県民の皆さん。それから直近では、財政当局ですね、この3病院の役割を十分説明し理解していただき、予算確保をしていきたいと考えております。 それから、委員の皆様には、今後も引き続き、ご支援、ご指導いただきますよう、お願い申し上げます。 本日は、まことにありがとうございました。
司会	以上をもち、平成30年度第2回地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会を終了します。本日はありがとうございました。 午後3時59分閉会